

平成25年10月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成25年10月16日〔水曜日〕 午前9時00分 開会

2. 開催場所 市役所3階 第3委員会室

3. 出席委員 (13名)

| | | |
|-------|------|-------|
| 会 長 | 4 番 | 日高 仙三 |
| 職務代理者 | 3 番 | 橋口 好文 |
| 委 員 | 1 番 | 小倉 伸一 |
| // | 2 番 | 日笠山 隆 |
| // | 5 番 | 河本アツミ |
| // | 6 番 | 白河 澄雄 |
| // | 8 番 | 浦口 幸夫 |
| // | 9 番 | 脇田 峰生 |
| // | 10 番 | 石寺 政和 |
| // | 11 番 | 岩本 延男 |
| // | 12 番 | 下園 茂 |
| // | 13 番 | 南 重徳 |
| // | 14 番 | 瀬川 寅夫 |

4. 欠席委員

| | | |
|-----|-----|-------|
| 委 員 | 7 番 | 古田 洋美 |
|-----|-----|-------|

5. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 非農地証明願いについて
議案第4号 あっせんについて
議案第5号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

○会長

皆様おはようございます。また、先日の研修会は御苦勞様でした。

研修内容につきましては、今後の農業委員活動に生かしていただくようよろしく願います。

また、各地域におきましては運動会、市民体育祭も無事終わりました、いよいよ農繁期となりました。

先ほどの台風による降雨も一定程度在り、農作物の成長にも少しは効果があったのではないかと思うところです。これから秋に向かうにつれ朝晩の気温変化が予想されます。

体調を崩さないよう健康には充分留意していただきたいと思ひます。

また本日は定例会終了後、合同農地パトロールを計画しております。定例会がスムーズに進みますよう御協力を願ひいたします。

○事務局

西之表市農業委員会会議規程第4条の規定により、以後の議事進行は会長に願ひします。

なお、本日は7番古田委員がきび振興会長として公務出張のため欠席をしております。

○議長

本日は、14名中13名の委員の出席であります。

農業委員会法第21条第3項の規定により、過半数の出席を満たしておりますので、ただいまから平成25年10月の定例総会を開催いたします。

まず初めに日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員並びに会議書記の指名をいたします。

議事録署名委員には、8番浦口委員と9番脇田委員を指名いたします。

また会議書記には、事務局の内田君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を願ひいたします。

○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明します。資料は、1ページになります。

今月は、所有権移転1件、賃借権設定2件、合計3件の申請がありました。

1番です。榕城の小牧野地区の土地です。台帳現況地目は田の1筆で、面積456平米を売買により所有権移転するものであります。

2番です。古田村之町地区のほ場整備をした土地です。台帳現況地目は田の1筆で、面積1059平米を賃貸借で10年間借りるものであります。

3番です。現和庄司浦地区のほ場整備をした土地です。台帳現況地目は畑の1筆で、面積3088平米を賃貸借で5年間借りるものであります。

これは先月のあっせんで貸したいと申請のあった土地でありまして、借人は庄司浦地区在住の農家の後継者になります。後継者は担い手農家ですので利用集積計画でも申請できたのですが、今回は、農地法3条で申請がありました。

以上本件1番から3番までは農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で議案第1号に係る説明を終わります。

○議長

続きまして、担当委員の報告をお願いいたします。

○3番委員

はい3番。農地法第3条の規定による許可申請について番号1番を報告します。

譲渡人、譲受人双方確認いたしました。申請に間違いがないということでございます。

詳細についてはお目通しください。それと移動の理由でございますが、農業廃止ではなく縮小であるということでございますので御理解いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○11番委員

11番です。整理番号2番について説明します。申請地は事務局より説明がありましたように古田の山刀平でございます。この借人は、いま米と牧草を耕作している和牛生産農家であります。11日に借人立ち会いの下、現地調査をいたしました。

一方貸人とは電話で確認をしております。申請通り間違いございませんでした。

○12番委員

12番です。番号3につきましては先程説明がありましたように9月の定例会で「あっせん」申請のあった場所です。

現在でん粉いもを植付けており、その収穫後に引き渡しすると貸人は申しております。

契約につきましては1月1日からの5年間となっております。以上です。

○議長

はい、議案第1号につきまして、事務局並びに担当委員の方から説明がありました。

それでは、質疑に入りたいと思っております。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

はい、ただいま異議なしの声がございました。それでは採決いたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」、番号1番、2番、3番につきましては、原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とい

たします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。

資料は、2ページになります。今月は、一般住宅1件、資材置場2件、計3件の申請がありました。1番と2番は譲受人、場所、転用内容も同じであるため1件の申請書でまとめて提出されております。従って、1番と2番はまとめて説明いたします。

1番は下西川迎地区の字〇〇地番〇〇番、台帳地目田、現況地目は畑で面積は271平米です。

2番は下西川迎地区の字〇〇〇〇番1、台帳地目田、現況地目は畑で面積が865平米です。1番、2番あわせて1136平米となっております。

申請理由といたしましては、譲受人は土木工事及び砂利採取業を営む会社の取締役で、場所が国道に近く、密集している住宅地からも離れているということで、申請地を求め会社事業のための資材置き場として利用したいとのことであります。

申請後現地を確認したところ少し整地をされていたため、そのことを譲受人に確認しました。平成25年9月に少し均したということでしたので、顛末書を提出してもらいました。顛末書は配付した資料1の方になりますのでお目通しをください。

今回現地の写真を撮影しましたので、ホワイトボードをご覧ください。赤く囲んでいるところが現地です。少しブルドーザーの跡がありましたので、造成に近い状態であると確認いたしました。

資料1の顛末書の行為に至った経緯といたしましては、平成25年9月頃に現地を整地した。理由としましては、以前市道から一段低くなった田を畑として利用するため埋め立てをおこなっていたが耕作をせず雑草畑となっていた。今回東側法面の崩壊による土砂流出防止予防のために、擁壁工事を行った際に、整地をしたということであります。

土地の条件としましては、農振農用地区域外であり住宅が連たんしている区域に近接し、農地面積が10ヘクタール未満の区域内にある第2種農地と判断されます。

周辺は道路、河川、山林、田であり、残高証明書、被害に関する誓約書等も提出されていることから転用による問題はないと判断されます。

続きまして3番です。申請地は、榕城洲之崎地区の字〇〇、地番〇〇番1と〇〇番1の2筆です。台帳現況地目は2筆とも畑、面積はそれぞれ102平米と229平米の合計331平米であります。

申請理由としましては、現在市営住宅に住んでおりますが、手狭であるため実家に近い申請地に住居を建築したいとの理由であります。

今回は写真を用意していますので、後でご覧ください。ここはかなり荒れていまして、申請があつてから草を払ったようであります。

土地の条件は、農振農用地区域外であり、住宅が連たんしている区域に近接し農地規模が10ヘクタール未満の区域内にある農地で第2種農地と判断されます。

周辺は、道路と畑に囲まれ、さらに転用のための融資証明書、残高証明書、被害に関する誓約書も提出されていることから転用による影響はないと判断されます。

委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長

議案第2号につきましては、昨日現地調査が行われております。調査員の皆様には悪天候の中御苦労さまでございました。それでは、調査委員長の方から説明をお願いいたします。

○3番委員

はい、3番。昨日現地調査を行いました。5番委員と事務局より局長、係長、そして各地区担当委員の方が参加していただきました。

番号1番、2番については事務局から説明がありましたとおり、相違ございません。

写真を見ていただいたとおりです。また、顛末書も提出されているということであり、申請手続上は問題ないと思います。

ただ私が思うのは、長年公共工事を受注する建設業の役員の方が認識不足ということは何なものかと思えます。

以前もこういう事案がありましたが、申請人はかなり高齢の方であり、知らなかったということは理解できますが、会社の経営者が知らなかったというのは、ちょっと理解できないと私個人は感じています。あくまで私の考えです。

各委員の皆さんはどう考えるか解りませんが、そのことを一言付け加えおきます。

以上であります。

また、番号3についても事務局の説明どおり間違いございません。現地では、調査委員、担当委員とも許可しても良いと判断しました。以上で報告終わります。

○議長

それでは、担当委員の方から説明があればお願いいたします。

○10番委員

はい、10番です。ただ今1番、2番について事務局並びに調査委員長より詳しく説明がありました。担当委員として、事前にこのことが解らなかったことを痛感しております。しかしながら、顛末書も提出されており、この土地は今まで遊休農地として放置されていた土地でございます。この土地を有効に利用するため、私は許可しても良いのではないかと考えております。皆さん方の審議のほどよろしくお願いたします。

○13番委員

はい、13番です。番号3についてですけれども、事務局並びに調査委員長の方から詳しく説明がありました。写真を見ていただくと解りますが、道路右側には側溝も通っておりまして、排水等にも何ら問題ないとのことですので、よろしく御審議方をお願いいたします。以上です。

○議長

それでは、これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○8番委員

前から私も言っておりましたが、建設会社の方々にも農地を扱う場合はしっかり許可を取るという事前のお知らせをして欲しいと考えます。

どうしても人の手では、出来ないことも重機ならすぐ出来ますので、農地地目の場所は、無断で出来ないという広報をしっかりして欲しいと思います。

○3番委員

今の8番委員の意見に付け加えたいと思いますが、広報については、種子島地区建設業組合に事務局より文書で出していただいたら如何でしょうか。提案です。以上です。

○議長

今の提案は、よろしいですか。建設業組合には農業委員会のほうから広報を出すということにしたいと思います。この1番、2番につきまして他に意見はありませんか。

○9番委員

9番です。この前の鹿児島での研修でもありましたが、農業委員会の存在も厳しい時期でもありますし、今10番委員が言ったように遊休農地の有効利用も良いことなのですけども、やはり正式な手続きをしていただかないとこれが今後の例となりかねません。

今会長も言われたように今後は厳重に対処するよう知らせるべきであると思います。

○議長

その広報につきましては、建設業組合等にしっかりおこないたいと思います。

この1、2番については、顛末書も出ており採決をしたいと思いますが、その他意見はございませんか。

○3番委員

3番です。4年前に熊毛地区の研修会があった際、県農業会議の説明で違反転用は今後厳しくおこなっていくという方針も出されております。

そういうことで、今後はもう少し厳しく対応していくべきであると考えます。

○議長

皆さんどうですか。今3番委員から厳しく対応していくべきだという意見も出たところ。まさにそのとおりだと思います。

○13番委員

13番。今3番委員からありましてように以前に無断転用があつて、原状回復まで話が進んで、さらに本人をここに呼んで謝罪をさせたという例もあります。

内容によっては、本人を呼んで事情を聞くぐらいはあってもいいのではないかと思います。

○議長

確かに以前建設会社でしたけども、農地内に倉庫を建て、指導したのですがこちらの

指導に応じなかったので、農業委員会に呼んで謝罪をしていただいたということもありました。今回の場合は、顛末書も提出されており、そこまでのべきではないと思いますが。

○6番委員

今回の顛末書というのは、申し開きの意味であると思いますので、始末書とは意味が違うと思います。

顛末書でもとの現状に回復することにはちょっと問題あると思います。以上です。

○議長

はい解りました。それでは、今回の1番、2番について採決したいと思います。

申請どおり許可することに賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、農地法第5条の規定による許可申請1番、2番につきましては許可するという事に決定します。続きまして3番につきまして採決したいと思います。許可に賛成の方の挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第2号農地法第5条許可申請番号1番、2番、3番につきましては許可するという事で、県農業会議に諮問をしたいと思います。

○議長

続きまして、議案第3号「非農地証明願いについて」を議題といたします。この件につきましても昨日現地調査が行われております。調査委員長の説明をお願いいたします。

○3番委員

はい、議案第3号「非農地証明願いについて」を説明申し上げます。

番号1番。申請人は住吉の方でございます。台帳は畑ですが、現況は山林でマテの木とか諸々の雑木が茂っており、まさに山林だということで、非農地とすることは妥当であると判断しました。

番号2でございます。これは伊関地区でございます。浜脇地域から湊地域に行く道の途中で、道上の土地でございます。申請どおり非農地として良いと判断しました。

番号3番は大崎地区です。平成13年の水害を受けて、農地として利用できないということで申請がされております。非農地として良いと判断しました。

番号4番については、駄竹が覆い茂っておりまして農地として再生できないという判断で、非農地として許可して良いという調査委員全員の意見でした。以上です。

○議長

はい、ただいま調査委員長の方から議案第3号につきまして説明がございました。

続きまして、担当委員の方から説明をお願いいたします。

○1番委員

1番です。番号1番については、調査委員長の報告のとおり現在山林でございます。

○議長

番号2番につきましては、古田委員が欠席です。昨日の現地調査には参加しました。

本人から報告書を預かっておりますので、読み上げたいと思います。

「整理番号2につきましては報告をいたします。地目は台帳畑ですが、現況は雑種地であり周辺には耕作地もなく非農地とすることに何ら問題がないと思います。皆様の審議をよろしくお願いします。」ということです。以上で2番の報告を終わります。

○9番委員

9番です。番号3番と4番について報告をいたします。

3番は、調査委員長から報告がありましたように、13年の災害の時に全部土が流されて大きな石が出た状態で、そのまま耕作不能になっていたところでした。

その土地を取り囲むように他人の土地がありまして、その後地主が埋め立てをする時に、作業がしにくいということで一緒に埋めたようです。審議方よろしくお願いします。

それから4番ですが、調査委員長から報告がありましたように細長い土地で耕作出来ない状態で、今はほとんど駄竹が生い茂っている状態でした。以上です。

○議長

それでは質疑に入りますが、今回から現地の様子を見ていただくということで一応写真を撮影しております。

(スライド写真で現地状況を説明)

○議長

写真の非農地証明3番につきましては、以前手を加えていた場所で今回顛末書を貼付して申請となった場所です。

2番につきましても、山が崩れてきてそれを除いて畑にする予定でしたが、そのままの状態ですので顛末書が出ております。これを踏まえまして、質疑を受けたいと思います。意見がある方は挙手でお願いいたします。

○2番委員

2番です。意見ではないですが、4番の土地はむかし畑に開いて、少し耕作を行い、その後すぐに荒れていたようです。

○議長

他にはございませんか。

○議長

ただ今、異議なしの声がございました。これより採決をいたします。

議案第3号の非農地証明願、1番、2番、3番、4番につきましては、非農地として承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ありがとうございます。それでは、全員の賛成ですので、議案第3号「非農地証明願いについて」の整理番号1番、2番、3番、4番につきましては、非農地として承認することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第4号「あっせんについて」を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号「あっせんについて」を説明します。資料は、4、5ページになります。

今月のあっせんは、「貸したい」の申し出が1件とあっせん調書が2件あります。

まず「申し出」であります。場所は榕城上之原地区であります。西之表字定法作9342番1、台帳現況地目は畑、面積2774平米であります。畑を返されまして、半年耕作していないということでもあります。借賃につきましては、本人に確認しましたが特に指定はありませんでした。借人、貸人との交渉になってくると思います。

場所が上之原地区でありますので、担当の3番橋口委員と場所に近い9番の脇田委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

次に、あっせん調書です。平成24年9月に売りたいという申し出があった案件であります。今回成立しまして、今月の利用集積計画に提出しております。

あっせん委員の瀬川委員、小倉委員は御苦労さまでございました。

続きまして、5ページをごらんください。先月貸したい申し出があった案件であります。先月の総会后成立しまして、今月3条の許可申請が出ております。

今回借人の方が農家の後継者ということで担い手農家になります。担い手農家の場合は、経営基盤の利用集積計画か3条の申請かどちらかで申請ができます。今回は3条で申請されております。あっせん委員の下園委員と河本委員は御苦労さまでございました。

○議長

ただ今の事務局の説明に関しまして、質疑等ございませんか。

○議長

無いようですので、あっせんを依頼された委員の方はよろしくをお願いいたします。

○議長

続きまして、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画策定にかかる意見の聴取について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第5号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。

それでは、1-1ページをお開きください。利用権の設定であります。

期間が平成25年11月1日から平成30年10月31日までの5年間、地目畑、面

積10895平米、うち更新分0平米、利用権の設定をする者2人、受ける者2人です。

2段目です。期間が平成25年11月1日から平成31年6月30日までの4年8ヶ月、地目畑、面積1589平米、うち更新分0平米、利用権の設定をする者の数1人、利用権の設定を受ける者1人です。

次に1-2ページをごらんください。計画総括表であります。

1番です。円滑化団体が保有している畑1筆1589平米を国上の58歳の認定農家が賃貸借で4年8ヶ月借り受けるものであります。これは円滑化団体が借りている期間が6月30日まででありますので、それまでの中途半端な期間となっております。

2番です。榕城にお住まいの70歳の方の畑1筆を榕城の認定農家である農業生産法人が使用貸借で5年間借り受けるものであります。

3番です。中割に住まいの81歳の方の畑1筆、面積2995平米を2番と同じ榕城の認定農家である農業生産法人が賃貸借で5年間借り受けるものであります。

4番です。中割に住まいの81歳の方の畑1筆、面積7200平米を榕城の認定農家の農業生産法人が、賃貸借で5年間借り受けるものであります。

内容については、1-3ページから1-9ページをごらんください。

続きまして、所有権移転であります。2-1ページをごらんください。

今回は1件の申請がありました。平成25年10月23日に所有権を移転しようとするものであります。次に2-2ページをごらんください。計画総括表であります。

神奈川県に住まいの61歳の方の畑1筆3089平米を、榕城にお住まいの51歳の担い手農家の方が売買で所有権移転するものであります。

詳細については、2-3から2-5ページをごらんください。以上すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査をいたしました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局より議案第5号につきまして説明がありました。初めに、利用権の設定についての審議を行います。担当委員の方の説明をお願いいたします。

○2番委員

2番です。整理番号1番について説明します。この土地は以前私が借りていて、9月に合意解約した土地です。その後この貸人が借りたいということになりまして、公社を通じて契約をしたということです。

10月11日に電話で本人に確認しまして、次の日に現地も確認しております。

○11番委員

11番です。整理番号2番と3番について説明いたします。11日に、貸人、借人立会のもと現地調査をいたしました。

貸人は、息子さんが立ち会いをいたしました。申請地は安城川俣の畑で地番が〇〇番の〇〇と〇〇の2筆ですが、現在は1枚の畑になっております。この畑を西之表の農業生産法人が5年間借り受けるという申請であります。申請の通り間違いございませんでした。

続きまして、整理番号4番について説明をいたします。これも11日に貸人立ち会いのもと、現地調査を行いました。借人には電話で確認をいたしました。申請地は安城木成の畑1筆で7200平方であります。貸人は整理番号の3番と同じ方で、借人は榕城の農業法人の方であります。これも申請の通り間違いございませんでした。

審議のほどよろしく申し上げます。

○議長

今担当委員からの報告もあったところです。それでは質疑に入ります。

意見のある方は挙手でお願いいたします。

私から11番委員にちょっと伺いますが、番号2の借賃についてはこれで良いですか。

○11番委員

2番の貸人の方は鉄工所を経営しておりまして、借人の法人の方に仕事を色々させてもらっているということで、無償となっております。

○議長

はい、解りました。他に意見のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

異議なしの声がありました。これより採決いたします。

利用権の設定、整理番号1番から4番につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長

全員の賛成でありますので、利用権の設定、整理番号1番、2番、3番、4番につきましては、原案どおり承認し、意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして、所有権の移転について審議します。担当委員の説明をお願いいたします。

○14番委員

はい14番です。所有権の移転について説明します。先ほど事務局の方から詳しく説明があったとおりです。10日に譲受人に連絡をとりまして、詳しく聞き取りをおこないました。また、翌日には譲受人と現地を確認しました。

この譲受人は能野里出身で、現在西之表に住んでいるということでした。

現地は、能野里のちょうど上の方で、鍼灸院のあるところから100メートル程度中種子のほうに行った場所であります。

この畑は荒れておりまして、前の耕作者が除草剤などを蒔いており、下の段にある自分の畑の作物の生育に良く無いということで事務局に相談に来たそうです。

その時にこの畑が売りに出ているということで、このままの状態では自分の畑に良く無いと思い、買う計画をしたということです。双方で話し合いをしておりますので、何ら問題はないと思います。審議の方よろしくをお願いします。

○議長

ただいま担当委員の方から説明がありました。これより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○3番委員

3番、今担当委員から詳しく説明がございました。よく理解できました。私は異議がありません。採決をお願いします。

○議長

それでは採決したいと思います。所有権の移転、番号1番につきまして、原案通り承認する方の挙手を求めます。

○議長


はい、ありがとうございます。

全員の賛成ですので、所有権の移転、整理番号1番につきましては、原案どおり承認し、意見を市長に送付をいたします。

以上をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

平成25年10月16日

会 長 日高弘三 

8番委員 浦口幸夫 

9番委員 脇田峰生 